

(法科大学院派遣法第十六条、法科大学院派遣法第九条
場合を含む)、福島復興再生特別措置法第四十一条
八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条
条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十一条、令和七年国際博覧会特措法第三十二条
条若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第二十二条の規定(以下この条において「特定規定」という)により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に關し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合は疾病を除く)は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができない。
(初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当の支給)
第七条の二 初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手当を含む)は、
事実が確認できない等のため、その日に支給することができないとときは、その後に支給することができる。
(扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給)
2 職員がその所属する俸給の支給義務者を異にする移動した場合におけるその移動した日の属する月の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、前項本文の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する俸給の支給義務者において支給する。この場合において、職員の移動がその月の俸給の支給定日(その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合につては、後の俸給の支給定日)前であるときは、その際支給するものとする。

2 おける俸給の支給定日に支給する。ただし、交
通不便により規則九一五（給与簿）の規定によ
る勤務時間の報告が遅れる場合等で、その日に
おいて支給することができないときは、その日
後において支給することができるものとし、そ
の他特別の事情がある場合には、指令で別の取
扱いをすることができる。

3 職員が勤務時間法第十三条の二第一項の規定
により指定された超勤代休時間に勤務した場合
において支給する当該超勤代休時間の指定に代
えられた超過勤務手当の支給についての規定につ
いては、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間法第十三条の
二第一項の規定により超勤代休時間が指定さ
れた日の属する給与期間の次」とする。

3 規則九一三〇（特殊勤務手当）第七条に規定す
る航空手当、同規則第十四条に規定する放射
線取扱手当及び規則九一五（宿日直手当）第
二条第三項（同条第四項において準用する場合
を含む。）に規定する宿日直手当については、
第一項の規定にかかわらず、一日の分を翌月
の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額
ずつを月二回に支給する月である場合にあつて
は、先の俸給の支給定日）に支給する。この場合
においては、同項ただし書の規定を準用す
る。

第十二条 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日
給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤
務手当は、前条第一項本文（同条第二項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
にかかるらず、職員が第四条に規定する非常
の場合の費用に充てるために請求した場合は、
その日までの分をその際支給するものとし、
職員がその所属する俸給の支給義務者を異
にして移動し又は離職し若しくは死亡した場合
には、その移動し又は離職し若しくは死亡した
日までの分をその際支給することができるもの
とする。

（雑則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、俸給、
俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手
当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜
勤手当及び宿日直手当の支給に關し必要な事項
は、事務総長が定める。

附 則 **（昭和六〇年一二月二一日人事院規則九一七一）**
この規則は、公布の日から施行する。

則九一七一二 この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一日人事院規則）
（施行期日）
九一七一三 この規則は、公布の日から施行する。

1 (経過措置)
この規則の施行の際現に改正前的人事院規則九一七第一条の三第一項の規定に基づき給与の全部又は一部を振込みの方法により支払われる職員及び同項の申出を行っている職員においては、改正後の人事院規則九一七第一条の三第一項の申出があつたものとみなす。

附 則（平成二年二月一五日人事院規則）
九一八九 抄
(施行期日)
1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
附 則（平成二年三月三一日人事院規則）
九一七一四 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年二月二六日人事院規則）
九一七一五 この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成三年一二月二四日人事院規則）
九一九三 抄
(施行期日)
1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。
附 則（平成四年一月一七日人事院規則）
一一一八 抄
(施行期日)
1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月二七日人事院規則）
一一一九 この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三一日人事院規則）
一一二二 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一〇日人事院規則）
九一九一〇五 抄

